

亀山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。また、いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの子どもでもいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めます。とともに、学校全体で組織的に対応していきます。

普段の生活や行事をとともに経験していく中で、児童相互の、また児童と教師の関係をよりよいものとしていくことが、楽しい学校・学級づくりにつながります。「いじめは許さない」という基本理念に立ち、「いじめをしない、させない、許さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう、努めてまいります。

〈亀山小学校のよさをいじめ防止に生かします〉

よさ1 全校児童が少ない

- ・毎年の新入生が10名弱であるため、すぐに全校の児童のことを知ることができます。「どの子ども仲間や友達」と感じられるような取り組みを進めていきます。

よさ2 縦割り班が第2の学級

- ・普段の生活や行事など、様々な場面で同じ目標に向かって、異学年での交流をいろいろな場面で行います。

よさ3 あたたかい地域の人々

- ・学校農園を支えて下さる方々、児童の登下校を見守って下さる皆様などと情報を共有し、普段の学校生活に生かしていきます。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。四役及び養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加えます。

「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートやいじめアンケートなどを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図ります。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めます。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやブログ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信します。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織します。
- ・事案への対応については、適切な支援体制を組織し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。
- ・問題が解消したと判断した後も児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行っていきます。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む教育活動に努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ります。とともに、体験活動を推進し、命の大

切さ、相手-を思いやる心の醸成を図ります。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやSNSなどの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

オ 縦のつながりを生かした異学年交流を積極的に行い、人を支える喜びや、共に活動する楽しさを味わえるようにします。

① かめの子班遊び

・月に1回程度、縦割り班で集まって、5・6年生の計画した遊びを行います。

・強くて優しい高学年に、低学年が楽しませてもらう中で、ルールを守ることやマナーについて学びます。

② 合同体育や全校音楽など

・低学年、中学年、高学年が合同で体育を行い、少人数ではできない活動に取り組みます。

・1年生に5・6年生が校歌を教えたり、読み聞かせを行ったりします。

・学級では味わえない難しさや喜びを感じ、上級生であるという自覚が芽生えたり、「あんな高学年になりたい」と憧れたりするよう計画し、実践します。

カ PTA や地域の方との連携

・地域の方を講師とした授業を積極的に展開します。

〈汗の広場での栽培活動、蚕を中心とした絹糸にまつわる地域学習、うしのけ山での学習等〉

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめ・不登校対策委員会(毎月実施)、生活アンケート及び教育相談(年5回)を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。

ウ 教育サポートセンター等の相談電話、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育サポートセンター、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。

カ ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめによる重大事態への対処に関するフロー図」に基づいて対応します。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるように努めます。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

6 その他

・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。